特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	公営住宅に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
佐伯市は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県佐伯市長

公表日
令和4年6月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	佐伯市では、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、佐伯市市営住宅条例に基づき公営住宅等を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。公営住宅法等の規定に従い、入居者の所得状況から家賃等の算定を行うとともに、収入超過者の認定、高額所得者の認定と退去勧告を併せて実施する。具体的には、 ①公営住宅等入居時の入居資格確認（所得要件、高齢者・障害者情報、等） ②公営住宅等入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報等の照会 ④住民票住居地と公営住宅等住所のマッチングを行い、公営住宅等への不正入居者を検出 ⑤出産・死亡等による世帯情報の変更を確認 ⑥家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用
③システムの名称	公営住宅管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
住宅管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一第19項　第61の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条　第46条の3 ・番号の利用等に関する条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二第31項　第85の2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部　建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長

6. 他の評価実施機関
–

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL：0972-22-3663

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市建設部建築住宅課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL：0972-22-3550（直通）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	②事業の概要		佐伯市では、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、佐伯市市営住宅条例に基づき公営住宅等を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。公営住宅法等の規定に従い、入居者の所得状況から家賃等の算定を行うとともに、収入超過者の認定、高額所得者の認定と退去勧告を併せて実施する。具体的には、 ①公営住宅等入居時の入居資格確認（所得要件、高齢者・障害者情報、等） ②公営住宅等入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報等の照会 ④住民票住居地と公営住宅等住所のマッチングを行い、公営住宅等への不正入居者を検出 ⑤出産・死亡等による世帯情報の変更を確認 ⑥家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用	事前	
平成29年5月31日	5②所属長	建築住宅課長　宮脇　洋尚	建築住宅課長　小野　和久	事後	人事異動に伴う変更
令和1年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	建築住宅課長　小野　和久	建築住宅課長	事後	評価書の様式変更によるもの
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	1③システムの名称	Acrocity住宅管理、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー	公営住宅管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー	事後	公営住宅管理システムの変更によるもの。
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二第31項　第85の2項	番号法第19条第8号及び別表第二第31項　第85の2項	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正